岩手県告示第768号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設の変更 が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成22年9月21日から同年10月21日まで岩手県環境生 活部資源循環推進課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。

平成22年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 有限会社気仙環境保全 岩手県気仙郡住田町世田米字火石5番地1
 - (2) 代表者の氏名 泉 金一
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県気仙郡住田町上有住字新田94番232
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 汚泥及び産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥(有機性汚泥に限る。)及び動物のふん尿(鶏ふんに限る。)
- 5 申請年月日 平成22年7月23日